

郵便による入札に関する要綱

令和2年5月8日要綱第1号

(趣旨)

第1条 東京都島嶼町村一部事務組合契約事務規則（昭和48年4月1日規則第1号。以下「契約事務規則」という。）第19条第1項の規定により、入札の方法を郵便による入札（以下「郵便入札」という。）としたものについて、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 郵便入札の対象は、管理者が特別の理由があると認めたものとする。

(入札回数)

第3条 郵便入札では、入札回数は1回とする。

- 2 予定価格を事前公表しなかった郵便入札については、開札の結果、最低入札金額が予定価格を超過している場合、この入札は不調とし、随意契約に切り替える場合においては、低い金額で応札した者から順に減価交渉するものとする。

(入札の方法)

第4条 郵便入札を認めた案件の入札は、郵送による方法に限るものとする。

- 2 郵送方法は、「一般書留」「簡易書留」のいずれかに限り、その他の郵送の方法や持参した入札書は受け付けない。
- 3 郵送した入札書は、特別の事情によるもののほか、書き換え、差し替え、又は撤回することはできないものとする。

(入札の無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 定められた郵送方法によらないもの
- (2) 期限の日時まで所定の場所に到達しなかったもの
- (3) 封筒に封かんのないもの
- (4) その他、契約事務規則第21条に規定されたもの

(入札の辞退)

第6条 入札を辞退するには、その旨の書面を契約担当課長に提出するものとする。なお、入札書を郵送した後であっても、開札開始までに辞退することはできる。

(開札)

第7条 開札は、入札通知書によって通知した日時場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせる。

(くじによる落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札参加者のうちくじ引きを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない組合職員がくじを引くものとする。

(入札結果の公表)

第9条 落札者を決定したときは、速やかに入札参加者へ入札結果を通知する。

(その他)

第10条 郵便入札に関することは、この要綱に定めるもののほか、契約事務規則及び入札参加者心得書によるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。

